

理由

法務大臣金田勝年君に大臣としての資質が著しく欠けていることは、もはや誰の目にも明らかである。特にその答弁能力が著しく欠如していることは、政府・与党でさえ認めるほどである。

法務委員会における組織犯罪処罰法改正案、いわゆる「共謀罪」法案の審議の冒頭、与野党の合意がないまま、法務省刑事局長が常に政府参考人として登録され答弁するという過去例がない「包括議決」が決められた。これは、選挙で選ばれた議員同士が議論するという政府参考人制度の導入の趣旨に反して、本来大臣が答弁すべき質問を政府参考人に答弁させるものであり、絶対に認められない。

そもそも共謀罪は、内心の自由を侵す可能性が指摘されていて、国民に根強い不安がある。法案に対する不安の解消は政府が担い、主として大臣がわかりやすく丁寧に説明しなければならないのは当然である。しかし、法案の議論がすすんでも一向に国民の不安は解消されていない。その理由は、担当大臣でさえ、法案の内容を理解できていないからである。五月三十日の法務委員会での法案審議において、金田大臣が答弁しようと挙手した際、安倍総理があわてて金田大臣の肩を押さえて、答弁させなかった。また盛山副大臣も金田大臣が挙手した腕を強引に下し、政府参考人が答弁するよう仕向けた。これらは、安倍総理や、部下である副大臣が、金田大臣では答弁できない、金田大臣には答弁させられないと思っていたからであり、すなわち、法案の内容について理解できていないことの証左に他ならない。担当大臣でさえ理解できない法案を国民に無理強いすることは、間違いなく、将来に禍根を残すことになる。

また金田大臣は本来ならば、国民の人権に最も敏感でなければならぬ法務大臣として、法案の欠陥を認識し、修正または撤回を主導すべきであった。憲法に保障された内心の自由を侵す可能性がある法律を、国民の不安を無視して強引に成立させようとする法務大臣は到底信任できない。

人権に関する意識が乏しく、また自らが所管する法律の内容が理解できない、一人ではまともに答弁することができない金田勝年君に、これ以上法務行政を司る法務大臣の重責を担わせるわけにはいかない。

以上が法務大臣金田勝年君を問責する理由である。